

運転免許の技能試験及び技能再試験を行う警察職員の指定等に関する規程

昭和46年5月18日
公安委員会規程第1号

[注] 平成22年3月から改正経過を注記した。

改正	平成3年8月公安委員会規程第4号	平成5年12月公安委員会規程第3号
	平成8年8月公安委員会規程第7号	平成10年10月公安委員会規程第7号
	平成16年4月公安委員会規程第2号	平成17年4月公安委員会規程第9号
	平成22年3月公安委員会規程第3号	平成28年1月公安委員会規程第2号
	平成29年3月公安委員会規程第1号	

運転免許の技能試験を行なう警察職員の指定等に関する規程を次のように定める。

運転免許の技能試験及び技能再試験を行う警察職員の指定等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第8項及び第28条の2の規定により、運転免許の技能試験及び技能再試験を行う警察職員（以下「技能試験官」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(技能試験官の指定基準)

第2条 公安委員会は、次の各号に掲げる要件を備える警察職員のうちから技能試験官を指定するものとする。

- (1) 交通部運転免許課に勤務する巡査部長以上の階級にある警察官又は公安委員会がこれに相当すると認める警察官以外の職員であること。
- (2) 25歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する試験に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、二輪車に係る免許についての試験にあつては、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則の内容となつている事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能、自動車の運転技能に関する採点方法等必要な知識を有する者であること。

一部改正〔平成22年公安委員会規程3号・29年1号〕

(指定の上申)

第3条 公安委員会の行なう技能試験官の指定は、警察本部長の上申に基づいて行なうものとする。
2 技能試験官の指定の上申は、別記様式第1号による技能試験官指定上申書に、被上申者が前条各号に掲げる要件を備えた者であることを証する資料を添えて行なうものとする。

(指定証明書の交付等)

第4条 公安委員会は、技能試験官の指定をしたときは、その者に別記様式第2号による技能試験官指定証明書を交付するものとする。

2 技能試験官指定証明書の交付を受けた者は、次の各号の一に該当することとなつた場合は、すみやかに当該指定証明書を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 交通部運転免許課から他の部署へ配置換えになつたとき。
- (2) 技能試験官の指定を取り消されたとき。
- (3) 警察職員の身分を失い、または休職を命ぜられたとき。

(教養)

第5条 技能試験官として新たに指定を受けようとする者（以下「新規指定者」という。）及び技能試験官の職から離れていた者で再度技能試験官として指定を受けようとするもの（以下「再指定者」という。）は、別表に掲げる区分に応じて教養を受けなければならない。

2 交通部運転免許課長は、技能試験官に対し、技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うものとする。

附 則

1 この公安委員会規程は、昭和46年5月18日から施行する。

- 2 この公安委員会規程の施行の際、現に公安委員会の指定を受けて技能試験に従事している警察職員は、この公安委員会規程の指定による公安委員会の指定を受け、かつ、第5条に規定する教養を受けたものとみなす。

附 則（平成3年8月27日公安委員会規程第4号）

- 1 この公安委員会規程は、公布の日から施行する。
- 2 この公安委員会規程の施行の際、現に技能試験官として指定されている警察職員は、運転免許の技能再試験について、改正後の運転免許の技能試験及び技能再試験を行う警察職員の指定等に関する規程の規定による公安委員会の指定を受け、かつ、第5条に規定する教養を受けたものとみなす。

附 則（平成5年12月24日公安委員会規程第3号）

- 1 この公安委員会規程は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 この公安委員会規程による改正前の公安委員会規程による様式により作成された用紙で、この公安委員会規程施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この公安委員会規程による改正後の公安委員会規程による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成8年8月30日公安委員会規程第7号）

この公安委員会規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成10年10月1日公安委員会規程第7号）

この公安委員会規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日公安委員会規程第2号）

この公安委員会規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日公安委員会規程第9号）

（施行期日）

- 1 この公安委員会規程は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の別記様式第2号による技能試験官指定証明書は、当分の間、改正後の別記様式第2号による技能試験官指定証明書とみなす。

附 則（平成22年3月17日公安委員会規程第3号）

この公安委員会規程は、平成22年3月17日から施行する。

附 則（平成28年1月28日公安委員会規程第2号）

この公安委員会規程は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成29年3月9日公安委員会規程第1号抄）

（施行期日）

- 1 この公安委員会規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第1条本文に規定する政令で定める日（平成29年3月12日）から施行する。〔以下略〕

別表（第5条関係）

項目	科目	指定種別	
		新規指定者	再指定者
一般教養	運転免許制度の教養	2時間以上	---
	技能試験官の心構え	2 "	2時間以上
	運転免許事務の概要	3 "	---
	運転心理	3 "	---
	小計	10 "	2時間以上
基礎教養	交通の方法に関する教則の内容となつている事項	60 "	4 "
	自動車の構造及び取扱いの方法	20 "	3 "
	自動車の安全な運転に関する知識	50 "	4 "
	技能試験官として必要な自動車の運転技能	90 "	8 "
	運転免許試験に関する法令等の知識	30 "	2 "
	小計	250 "	21 "
	技能試験の実施に関する知識	20 "	3 "

実 務 教 養	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150	〃	15	〃
	自動車の運転技能に関する採点方法	120	〃	10	〃
	試験実施基準に関する知識	130	〃	12	〃
	小計	420	〃	40	〃
合計		680	〃	63	〃

(別記)

様式第1号

(第3条関係)

一部改正〔平成28年公安委員会規程2号〕

様式第2号

(第4条関係)

一部改正〔平成28年公安委員会規程2号〕

年 月 日

広島県公安委員会委員長 様

広島県警察本部長
(運 転 免 許 課)

技 能 試 験 官 指 定 上 申 書

所 属 係 名			
階 級 氏 名			
生 年 月 日	年	月	日 (歳)
採 用 年 月 日	年	月	日
現 有 免 許 種 別			
取 得 年 月 日			
運 転 経 歴 等			
運 転 し た 車 両	所 属 又 は 勤 務 場 所	係 (職) 名	期 間
技 能 試 験 官 と し て 必 要 な 知 識 の 有 無			
技 能 試 験 官 と し て 必 要 な 技 能 の 有 無			
そ の 他 参 考 事 項			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

技能試験官指定証明書	
写 真	広島県警察本部 交通部運転免許課 階級（職）氏 名
	上記の者は、道路交通法施行規則第24条第8項 及び第28条の2に規定する警察職員として、指定 した者であることを証明する。
	年 月 日 広島県公安委員会 印

← 8.6cm →

↑ 5.4 cm ↓

備考 写真は、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとする。